

平成17年3月22日  
長門社協規程第14号

社会福祉法人長門市社会福祉協議会  
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長門市社会福祉協議会の次に掲げる役員に対する報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 湯の家担当理事

(報酬の額)

第2条 役員報酬の額は、次に掲げるものとする。

- (1) 会長 月額 50,000円
- (2) 副会長 月額 5,000円
- (3) 湯の家担当理事 月額 20,000円

(報酬の支払方法)

第3条 月額による報酬の支払方法については、給与規程第17条の規定に準ずる。ただし、辞任した場合の報酬は、その都度支払うものとする。

2 月額による報酬を受ける者で、年の途中において就任又は辞任したときは、その月分の報酬については日割により計算する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会の同意を得て会長が定める。

附 則

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

平成21年4月1日一部改正

平成21年7月1日一部改正

平成23年2月24日一部改正

(平成23年4月1日から施行)

ただし、第1条第3号、第2条第3号は平成23年8月1日から施行